

## 平成 29 年度事業報告

福生市では、平成 29 年度より改正介護保険制度における新しい総合事業が始まりました。「高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支援すること」「高齢者自身、自らの持つ能力を最大限に活かして介護予防に努める」と国も提唱するように、社会福祉協議会も地域に根差す福祉団体として「住民主体」の活動を推進することで、介護予防・生活支援サービスの拡充に努めました。

また改正社会福祉法も施行され、ガバナンスの強化、地域における公益的な取り組みと事業に対する透明性の強化を推進しております。

社会福祉協議会としては、この様にめまぐるしく変わりゆく様々な制度改正や、地域のニーズを敏感にとらえ、きめ細やかに対応する力がより一層求められています。福祉事業に専門性を兼ね備えた人材の育成、新しい事業の実施や開拓を行い、行政はもとより地域の住民や各種機関・団体等と連携・協働して、事業の積極的な推進を図り、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指しました。

### 1 第 3 期福生市地域福祉活動計画～ささえあいプランふっさ～の推進

行政計画である地域福祉計画が策定され、改正介護保険法による新しい総合事業の実施が平成 29 年度より始まり、2 年間延伸された現計画も平成 29 年度が計画最終年となりました。次の 4 項目の更なる推進に向けて多くの市民の主体的参加を呼びかけ、支えあう福祉のまちづくりに取り組むとともに、検証に努めました。

- ①小地域福祉活動の推進
- ②ボランティア・市民活動の推進
- ③住民参加型の在宅福祉サービスの推進
- ④地域福祉を推進するための協働の場づくり

また、平成 30 年度より地域福祉計画と一体的に地域福祉を推進するための第 4 期福生市地域福祉活動計画(ささえあいプランふっさ)が新たに策定されました。

### 2 社協らしい事業の展開

指定管理を含め、各種事業について、市民・行政・各種団体等の負託に応え、地域福祉を推進する中核的団体として、より一層充実した事業運営に努めました。

### 3 災害に備えた社協の体制強化

災害に備え、地域の住民や各種機関・団体と連携して、小地域福祉活動など日常的な地域の支え合いの仕組みづくりを構築し、更に、福生市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」に基づき、行政と協働して災害に備えた取り組みの強化に努めました。

### 4 時代に対応した社協の体制づくり

財源確保が非常に厳しい状況下において、引き続き経営体制づくりの強化に努め、前述の社会状況を鑑み、より効果的に事業を推進するための組織改正を実施すると共に、社協職員としての資質の向上を図り、職員が専門性を発揮し、新たな事業の開発・実施に努めました。